

法令適用事前確認手続

照会書

2009年11月02日

経済産業省 消費経済政策課長 殿

照会者名 弁護士法人匠総合法律事務所

弁護士 秋野卓生

住所 東京都千代田区麴町1-8-1半蔵門MKビル4階

下記について、照会をします。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。また、照会対象法令(条項)の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合には、照会者名が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

特定商取引に関する法律第7条・第8条

2. 実現しようとする自己の事業活動に係る具体的な行為

自宅兼アパートの外壁のリフォーム工事の請負契約書を顧客宅で取り交わす場合に、特定商取引に関する法律第4条・5条等という書面交付を行わない行為。

3. 当該行為と照会対象法令(条項)の規定との関係についての自己の見解

外壁リフォーム工事請負契約を顧客宅にて契約書を取り交わす場合、営業所等以外によって契約締結を行う場合として、特定商取引に関する法律第2条1項にいう訪問販売に当たり、同法第3条～6条に定める義務が生じるのが原則である。そして、同義務に違反したときには7条又は8条により行政処分を受けるおそれがある。

もっとも、同法26条1項1号は営業のために営業として契約を締結する場合には、同法の訪問販売規制は適用されないと規定する。

自宅兼アパートの外壁リフォーム請負契約をする場合において、アパート部分については営業のために若しくは営業として締結する契約に当たると考えられる。そして、同一建物なので営業のためなどに契約する部分とそうでない部分とをわけることができない。アパート部分について事業者としての合理的判断能力を有するからには、同じ建物の一部である自宅部分についても事業者として合理的判断能力を有するのが通常である。

以上から、自宅兼アパートの外壁リフォーム請負契約は特定商取引に関する法律26条1項1号に規定する営業のために、営業として契約を締結するものとして、訪問販売規制は適用されるものとする。

したがって、表記行為をしても、同法7条及び8条による処分を受けないものとする。

4. 連絡先

〒102-0083

東京都千代田区麹町1-8-1 半蔵門MKビル4階

弁護士法人 匠総合法律事務所 弁護士 秋野卓生

電話番号 03-5212-3931 FAX 番号 03-5212-6070

電子メールアドレス takumi@tokyo.nifty.jp